

土地区画整理法第 55 条により都市計画審議会に
付議される意見書の審査における口頭による
意見の陳述等に関する取扱要綱（案）

【意見聴取 2 関係】

土地区画整理法第 55 条により都市計画審議会に付議される意見書の審査
における口頭による意見の陳述等に関する取扱要綱（案）

令和 3 年 3 月 〇〇 日
都市計画審議会決定

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 3 項の規定により、さいたま市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議される土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の審査において、同条第 5 項の規定により準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき実施する口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）等に関して、必要な事項を定めるものとする。

（申立人）

第 2 条 この要綱において「申立人」とは、土地区画整理法第 55 条第 5 項の規定により準用する行政不服審査法第 31 条の規定による口頭意見陳述の申立てをした者とする。

（申立て）

第 3 条 前条の申立ては、書面によらなければならない。

- 2 申立人が、行政不服審査法第 31 条第 3 項に規定する補佐人とともに出頭する場合は、申立人は、原則として口頭意見陳述を実施する日の前日までに、補佐人を必要とする理由並びに補佐人の氏名及び住所を記載した書面を審議会に提出するものとする。
- 3 申立人とともに補佐人が出頭する場合は、第 4 条から第 6 条までの規定は、補佐人について適用する。

（口頭意見陳述の実施）

第 4 条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、全ての審理関係人に対し、口頭意見陳述を実施するに当たり、日程等を調整し、期日、場所等の必要な事項について、口頭意見陳述を実施する日の 7 日前までに通知するものとする。

- 2 会長は、行政不服審査法第 31 条第 3 項の規定による許可を行うことができる。
- 3 陳述時間は、原則として、1 人当たり 10 分以内とする。
- 4 陳述内容は、縦覧に供された事業計画に関するものとし、その内容から逸脱してはならないものとする。また、都市計画において定められた事項についての意見を述べることはできない。

- 5 申立人が特別な理由なく口頭意見陳述を欠席した場合は、口頭意見陳述の権利を放棄したものとみなす。
- 6 申立人は、聴取をする者（以下「聴取人」という。）の指示に従うものとする。
- 7 聴取人は、申立人が会場の秩序を乱し、又は聴取の妨害となるような行為をする恐れがある場合は、口頭意見陳述を中止することができる。

（口頭意見陳述に係る費用）

第5条 申立人は、口頭意見陳述の会場までの旅費、宿泊費、その他関連する費用を自ら負担するものとする。

（事前聴取による口頭意見陳述）

第6条 口頭意見陳述は、原則として事前に実施するものとする。

- 2 聴取人は、次に掲げる者とする。
 - (1) 都市局職員
 - (2) さいたま市都市計画審議会条例（平成13年さいたま市条例第240号）第2条第2項第1号に規定する委員のうちから、会長が指名する者
- 3 事前聴取を行うに当たり、聴取人は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 行政不服審査法第31条第4項の規定による陳述の制限
 - (2) 行政不服審査法第31条第5項の規定による申立人からの土地区画整理事業担当所管に対する質問に係る審議会の許可
- 4 聴取人は、口頭意見陳述に際し、申立人に質問することができる。

（録取書の作成）

第7条 前条の規定により、聴取人は、聴取した内容を記録した録取書を作成し、審議会に報告しなければならない。

- 2 録取書は、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 口頭意見陳述を実施した日時及び場所
 - (2) 口頭意見陳述をした者の住所及び氏名
 - (3) 聴取人及び土地区画整理事業担当所管として出席した者の職及び氏名
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 申立人及び聴取人の署名

（口頭意見陳述の非公開）

第8条 口頭意見陳述は、非公開とする。

(庶務)

第9条 口頭意見陳述等に関する庶務は、審議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、口頭意見陳述等に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。